

資料1

平塚市バリアフリー基本構想に基づく 事業計画

令和4年6月

平塚市

目次

第1章 事業計画作成の趣旨	1
1.1 バリアフリー基本構想の策定	1
1.2 事業計画の作成	1
1.3 事業計画の位置付け	2
1.4 事業期間	3
1.5 進捗管理	3
1.6 生活関連施設	5
1.7 生活関連経路	6
1.8 重点整備地区・生活関連経路	7
第2章 事業計画	8
2.1 特定事業とその他の事業	8
2.2 公共交通特定事業	8
2.3 道路特定事業	10
2.4 都市公園特定事業	15
2.5 交通安全特定事業	15
2.6 教育啓発特定事業	16
2.7 その他の事業	17
第3章 事業計画シート	19
3.1 事業計画シート	19

第1章 事業計画作成の趣旨

1.1 バリアフリー基本構想の策定

平成18年12月にバリアフリー法が施行されたこと、また、平成23年3月に国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、令和2年度末までの整備目標も示されたことを受け、平成26年3月にバリアフリー法の基本方針に基づいた「平塚市バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」）を策定しました。

また、平成30年11月のバリアフリー法の改正により移動等円滑化促進方針（マスタープラン）制度が創設され、さらに、令和2年6月の改正では、学校教育と連携した心のバリアフリーの推進に関する事項が追加されました。これらの法改正と旧基本構想の評価を踏まえて令和4年3月に「平塚市バリアフリー基本構想」を改定しました。

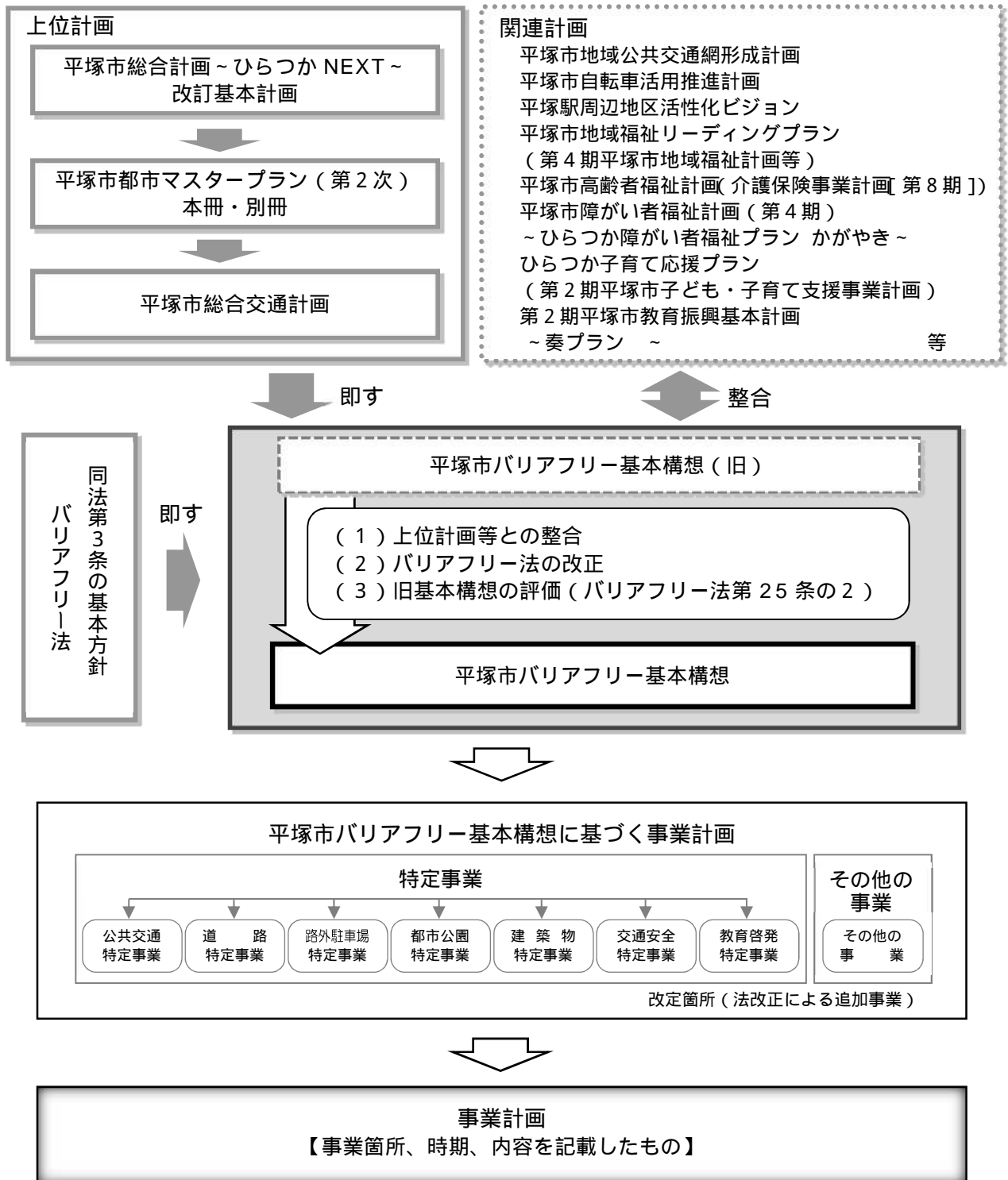
1.2 事業計画の作成

バリアフリー法において、公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の建築主等、都道府県公安委員会及び平塚市は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施することが定められております。

国のバリアフリー法に基づく基本方針における次期目標を踏まえ、各特定事業者が作成し、本市がとりまとめ、進捗管理をします。

1.3 事業計画の位置付け

平塚市の既往の上位計画や関連する計画等と整合を図り、バリアフリー法の改正、旧基本構想の評価等を踏まえて策定したバリアフリー基本構想に基づき、事業計画を作成します。事業計画の位置付けは、以下のとおりです。



1.4 事業期間

バリアフリー基本構想の目標年次は令和7年度としております。各事業者が行うバリアフリー事業の事業期間の設定は以下のとおりとします。

【令和7年度まで】：令和4年度～令和7年度まで

【継続】：令和7年度以降も継続していくもの

年度	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)
基本構想	目標年次 令和7年度						
各事業の事業期間	【令和7年度まで】						
	【継続】						
協議会	事業計画の確定			まちの点検 事業計画の見直し			

1.5 進捗管理

「平塚市バリアフリー推進協議会」において、各事業者との連携強化と、事業の円滑な推進を図ります。事業内容や進捗状況等を確認するとともに、必要に応じて「まちの点検」を行い事業計画の見直しを行います。

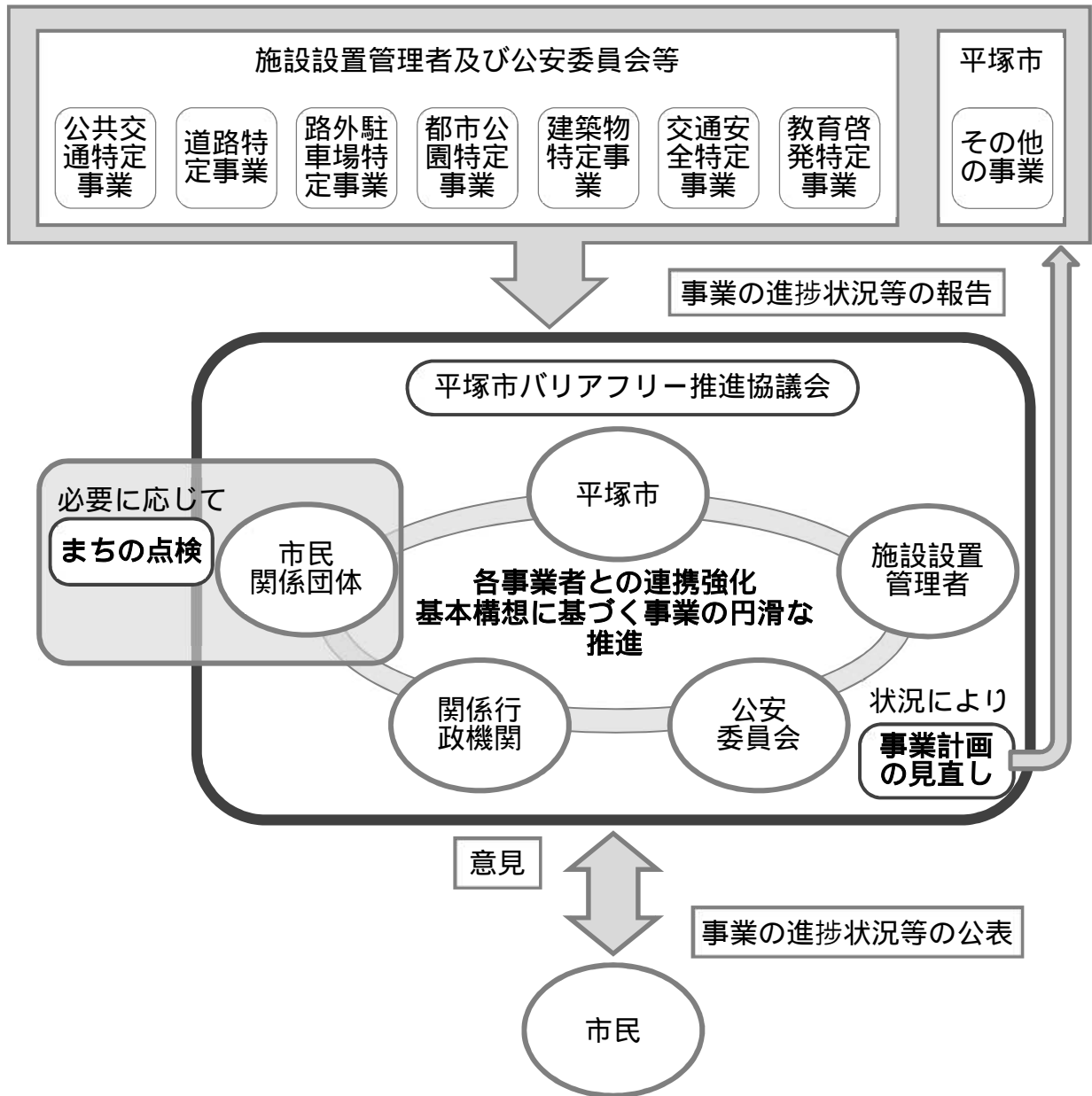
確実な事業の進捗と段階的かつ継続的にバリアフリー化が発展（スパイラルアップ）していくよう進捗管理をするとともに、事業の進捗状況等を公表していきます。

【定期スケジュール】

4 月期：各事業者の前年度の実績、今年度の事業予定の報告

10 月期：今年度事業の進捗状況報告

進捗管理体制は次のとおりとします。



1.6 生活関連施設

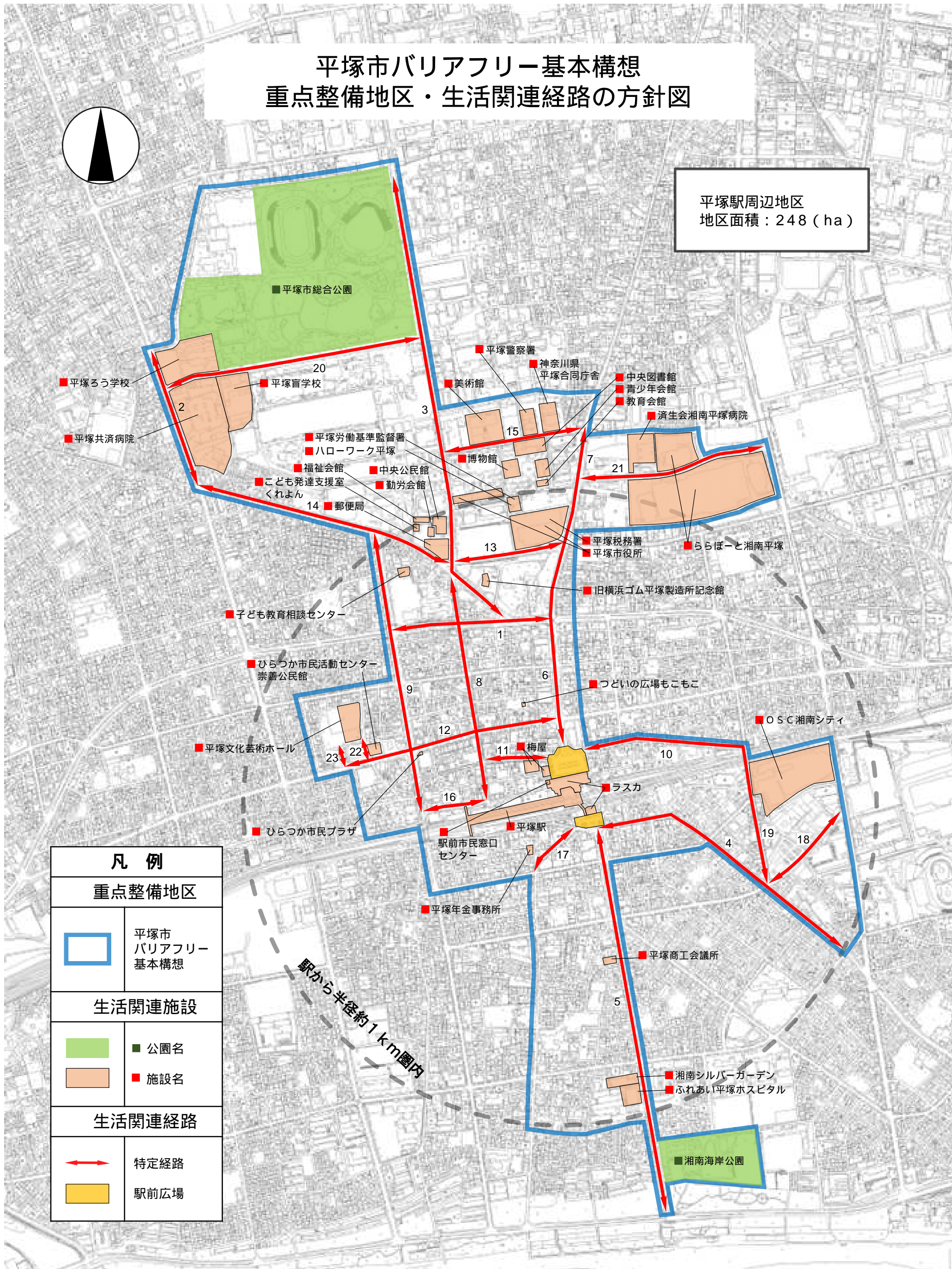
種 別	施設名	種 別	施設名
旅客施設	平塚駅	文化・ 教育施設	平塚市美術館
特別支援学校	平塚ろう学校		平塚市中央図書館
	平塚盲学校		平塚市博物館
医療施設	平塚共済病院		平塚市青少年会館
	ふれあい平塚ホスピタル		平塚市教育会館
	済生会湘南平塚病院		中央公民館
公共公益施設	平塚市役所		平塚市勤労会館
	平塚税務署		子ども教育相談センター
	平塚警察署		ひらつか市民プラザ
	神奈川県平塚合同庁舎		旧横浜ゴム平塚製造所記念館
	平塚労働基準監督署	平塚文化芸術ホール	
	ハローワーク平塚	健康・ 福祉施設	福祉会館
	平塚郵便局		こども発達支援室くれよん
	駅前市民窓口センター		つどいの広場もこもこ
	平塚年金事務所		湘南シルバーガーデン
	都市公園	平塚市総合公園	商業施設
湘南海岸公園		ラスカ	
		OSC 湘南シティ	
		ららぽーと湘南平塚	

1.7 生活関連経路

番号	路線名	区分	区間	
1	国道 1 号	国道	宮の前交差点	崇善小学校前交差点
2	県道 61 号 (平塚伊勢原)	県道	追分交差点	平塚ろう学校前交差点
3	県道 606 号 (大島明石)	"	八幡宮前	平塚市総合公園
4	県道 607 号 (平塚港平塚停車場)	"	平塚駅南口	長姫バス停前交差点
5	県道 608 号 (平塚停車場袖ヶ浜)	"	平塚駅南口	平塚駅南口入口交差点
6	駅前大通り線	市道	平塚駅北口	宮の前交差点
7	駅前通り線	"	宮の前交差点	県合同庁舎前交差点
8	南町通東浅間線	"	平塚駅花水線	郵便局前交差点
9	海岸南中線	"	平塚駅花水線	横浜ゴム前交差点
10	宝町通線	"	平塚駅北口	須馬踏切
11	南町通り線	"	平塚駅北口	南町通東浅間線
12	東海道本通り線	"	駅前大通り線	見附町 7 号線
13	後谷八幡裏線	"	平塚市役所前交差点	郵便局前交差点
14	浅間町南原線	"	郵便局前交差点	追分交差点
15	浅間町 3 号線	"	県合同庁舎前交差点	平塚警察署入口交差点
16	平塚駅花水線	"	海岸南中線	南町通東浅間線
17	八重咲町袖ヶ浜線	"	平塚駅南口	須賀打越羽衣町線
18	須賀久領平塚中学校線	"	モータースクール前交差点	久領堤交差点
19	三島神社後谷線	"	須馬踏切	モータースクール前交差点
20	追分 7 号線	"	大原交差点	平塚ろう学校前交差点
21	天沼宮松町線	"	市役所北交差点	堤町中央交差点
22	見附町 6 号線	"	東海道本通り線	見附町 1 号線
23	見附町 7 号線	"	東海道本通り線	見附町 1 号線

1.8 重点整備地区・生活関連経路

平塚市バリアフリー基本構想 重点整備地区・生活関連経路の方針図



凡例	
重点整備地区	
	平塚市バリアフリー基本構想
生活関連施設	
	公園名
	施設名
生活関連経路	
	特定経路
	駅前広場

第2章 事業計画

2.1 特定事業とその他の事業

バリアフリー法において、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業が「特定事業」として定められております。それ以外の事業を「その他の事業」として分類します。

2.2 公共交通特定事業

(1) 鉄道事業（東日本旅客鉄道（株））

事業内容	
通路	ホーム上の柱等については、旅客流動に配慮して安全性の確保に努めます。
案内	筆談用具の設置、構内施設のバリアフリー対応状況等、利用者にとって必要な情報を提供します。
心のバリアフリー (理解、手助け)	研修などによる職員教育の実施により、サポート体制を充実し、利用環境の向上に努めます。

事業計画	事業量	事業期間	シート頁
定期的なバリアフリー設備の点検	年 12 回	【継続】	シート 1
バリアフリーやサービスについての勉強会等	年 12 回	【継続】	
サービス介助士の資格取得の推進	毎年	【継続】	

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

(2) バス事業 (神奈川中央交通(株)、神奈川中央交通西(株))

事業内容	
車両	全ての車両を順次「低床車両」に代替えます。
バス停	道路管理者等と連携し、バス停の利用環境の向上に努めます。
案内	車外放送装置を活用し、音声による行き先等の案内を推進します。
心のバリアフリー (理解、手助け)	利用者への適切な待遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。

事業計画	事業量	事業期間	シート頁
ノンステップバスの導入	6 両	【令和7年度まで】	シート 2
利用環境の向上	随時	【令和7年度まで】	
社員教育の実施	年 1 回以上	【継続】	

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

(3) タクシー事業

事業内容	
車両	UDタクシーを導入します。
心のバリアフリー (理解、手助け)	タクシー協会や個々のタクシー事業者間で、サービス等の情報を共有し、共通したサービスの提供を連携して推進します。
	利用者への適切な待遇や車いす対応等について、介助資格等の取得推進や継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。

事業計画	事業量	事業期間	シート頁
UDタクシーの導入	35 台	【令和7年度まで】	シート 3
情報の共有、各社の連携	随時	【継続】	
乗務員教育の実施	年 12 回	【継続】	

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

2.3 道路特定事業

(1) 道路(国道)

事業内容	
改善	歩道橋の移動円滑化や交差点の平面横断経路の確保等により交差点のバリアフリー化を進めます。
維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。
心のバリアフリー (利用を妨げない)	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。

管理者	図対 番号	路線名	事業計画	事業量	事業期間	シート頁
国土 交通省	1	国道1号	交差点部のバリアフリー化	1式	【令和7年度まで】	シート4
			歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

(2) 道路(県道)

事業内容	
維持・管理	路面の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。
心のバリアフリー (利用を妨げない)	歩道上の不法占用物に対する指導及び撤去に努めます。

管理者	図対 番号	路線名	事業計画	事業量	事業期間	シート頁
神奈川県	2	県道61号 (平塚伊勢原)	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート5
			不法占用物等に対する 指導及び撤去	随時	【継続】	
	3	県道606号 (大島明石)	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート6
			不法占用物等に対する 指導及び撤去	随時	【継続】	
	4	県道607号 (平塚港平塚停車場)	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート7
			不法占用物等に対する 指導及び撤去	随時	【継続】	
	5	県道608号 (平塚停車場袖ヶ浜)	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート8
			不法占用物等に対する 指導及び撤去	随時	【継続】	

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

(3) 道路(市道)【駅前通り線、海岸南中線を除く路線】

事業内容	
維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。
心のバリアフリー (利用を妨げない)	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。

管理者	図対番号	路線名	事業計画	事業量	事業期間	シート頁
平塚市	6	駅前大通り線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 9
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	8	南町通東浅間線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 11
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	10	宝町通線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 13
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	11	南町通り線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 14
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	12	東海道本通り線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 15
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	13	後谷八幡裏線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 16
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	14	浅間町南原線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 17
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	

管理者	図対番号	路線名	事業計画	事業量	事業期間	シート頁
平塚市	15	浅間町3号線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 18
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	16	平塚駅花水線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 19
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	17	八重咲町袖ヶ浜線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 20
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	18	須賀久領平塚中学校線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 21
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	19	三島神社後谷線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 22
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	20	追分7号線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 23
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	21	天沼宮松町線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 24
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	22	見附町6号線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 25
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	
	23	見附町7号線	歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 26
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

(3) 道路(市道)【駅前通り線】

事業内容	
視覚障害者誘導用ブロック設置	視覚障害者誘導用ブロックの設置をします。
維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。
心のバリアフリー(利用を妨げない)	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。

管理者	図対番号	路線名	事業計画	事業量	事業期間	シート頁
平塚市	7	駅前通り線	視覚障害者誘導用ブロック配置	110m	【令和7年度まで】	シート 10
			歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

(3) 道路(市道)【海岸南中線】

事業内容	
巻き込み部改修	交差点巻き込み部の段差を改善します。
視覚障害者誘導用ブロックの改修(設置)	視覚障害者誘導用ブロックの改修(設置)をします。
維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。
心のバリアフリー(利用を妨げない)	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。

管理者	図対番号	路線名	事業計画	事業量	事業期間	シート頁
平塚市	9	海岸南中線	巻き込み部改修(セーフティゴムつきでない)	14箇所	【令和7年度まで】	シート 12
			視覚障害者誘導用ブロックの改修(配置不足、ブロック無)	655m	【令和7年度まで】	
			歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	
			不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

2.4 都市公園特定事業

平塚市

事業内容	
維持・管理	園内のバリアフリーに関する施設の点検を随時行い、適切な維持・管理に努めます。

管理者	公園名	事業計画	事業量	事業期間	シート頁
平塚市	平塚市総合公園	園内の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 27
	湘南海岸公園	園内の適切な維持管理	随時	【継続】	シート 28

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

2.5 交通安全特定事業

平塚警察署

事業内容	
交差点横断における安全性の確保	音響式信号機等の設置を推進します。
安全な歩行空間の確保	生活関連経路における違法駐車取締りを強化します。
	違法駐車防止や自転車利用マナー等の広報活動及び啓発活動を実施します。

事業計画	事業量	事業期間	シート頁
交通安全施設の点検・補修	随時	【継続】	シート 29
違法駐車追放強化期間の実施	年2回	【継続】	
交通マナー向上のための広報、啓発活動の実施	随時	【継続】	

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

2.6 教育啓発特定事業

平塚市

事業内容	
心のバリアフリー (理解、手助け、 利用を妨げない、 情報提供)	児童生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体を通じた福祉教育を推進します。
	高齢者、障がい者等の疑似体験を取り入れた学習機会を提供します。
	福祉ボランティアの育成を推進します。
	様々なイベントや冊子等を活用した啓発を推進します。
	路上占有物(商品、看板等)防止のための啓発を推進します。
	商店等への啓発(接客対応等)を推進します。
	ホームページを活用したバリアフリー情報を提供します。
バリアフリーマップを更新します。(バリアフリー店舗の認定と表示)	

項目	事業計画	事業量	事業期間	シート
心のバリアフリー (理解、手助け、 利用を妨げない、 情報提供)	福祉教育の推進	小中 44 校	【継続】	シート 30
	疑似・点字・誘導・手話体験の実施	年 90 回	【継続】	
	ボランティア研修の実施	年 3 回	【継続】	
	パネル展の開催	年 3 回	【継続】	
	福祉ショップ「ありがとう」を通じた取組み	通年	【継続】	
	冊子等を活用した周知・啓発	通年	【継続】	
	生活関連経路の巡回指導、啓発パンフレットの配布	年 1 回	【継続】	
	活動事例の紹介及び取組依頼	年 1 回	【継続】	
	生活関連施設等のバリアフリー情報の発信	37 施設	【継続】	
	バリアフリーマップの更新	随時	【継続】	

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

2.7 その他の事業

平塚市

事業内容	
平塚駅周辺の 移動円滑化	駅前広場と改札階とのバリアフリー経路の維持管理に努めます。
	駅前広場等を結ぶ歩行空間の確保を検討します。
	案内情報施設の設置を推進します。

項目	事業計画	事業量	事業期間	シート頁
平塚駅周辺の 移動円滑化	施設管理者との協議	年1回	【継続】	シート 31
	歩行空間確保についての協議 (北口～南口)	年1回	【継続】	
	歩行空間確保についての協議 (北口～西口)	年1回	【継続】	
	案内情報施設の設置についての 協議	年1回	【継続】	

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

平塚市

事業内容	
平塚駅周辺の 駐輪対策	駐輪場の整備を推進します。 自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を推進します。 放置自転車の撤去を徹底します。

項目	事業計画	事業量	事業期間	シート頁
平塚駅周辺の 駐輪対策	自転車等駐輪場の整備	一式	【継続】	シート 32
	自転車利用マナーアップキャ ンペーンの実施	年7回	【継続】	
	放置自転車の撤去	随時	【継続】	

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

平塚市

事業内容	
歩行者の安全対策	路面標示等による安全な歩行空間の創出を検討します。 歩行者、自転車の通行帯区分を検討します。

項目	事業計画	事業量	事業期間	シート頁
歩行者の安全対策	生活関連経路における自転車走行環境整備	2.5km	【継続】	シート 33

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

平塚市

事業内容	
公共サイン	駅前広場や公共施設等への案内表示等の設置・修繕をします。

項目	事業計画	事業量	事業期間	シート頁
公共サイン	駅周辺公共施設等案内サインの設置	7箇所	【継続】	シート 34
	駅周辺公共施設等案内サインの修繕	適宜	【継続】	

事業計画の前にある数字は、事業内容に付番している数字を表しています。

第3章 事業計画シート

3.1 事業計画シート

特定事業及びその他の事業について、具体的な詳細を示した事業計画シートを次頁以降に示します。

1	公共交通特定事業	
	(1) 鉄道事業	シート1
	(2) バス事業	シート2
	(3) タクシー事業	シート3
2	道路特定事業	
	(1) 国道	シート4
	(2) 県道	シート5～8
	(3) 市道	シート9～26
3	都市公園特定事業	シート27、28
4	交通安全特定事業	シート29
5	教育啓発特定事業	シート30
6	その他の事業	シート31～34

公共交通特定事業

事業名	鉄道事業	事業者	東日本旅客鉄道(株)			
事業内容	通路	ホーム上の柱等については、旅客流動に配慮して安全性の確保に努めます。				
	案内	筆談用具の設置、構内施設のバリアフリー対応状況等、利用者にとって必要な情報を提供します。				
	心のバリアフリー (理解、手助け)	研修などによる職員教育の実施により、サポート体制を充実し、利用環境の向上に努めます。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
定期的なバリアフリー設備の点検		年12回	【継続】			
			4	5	6	7
バリアフリーやサービスについての勉強会等		年12回	【継続】			
			4	5	6	7
サービス介助士の資格取得の推進		毎年	【継続】			
			4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項						
事業詳細						
<p>定期的なバリアフリー設備の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇降設備(エレベーター・エスカレーター):月1回の法令点検実施。 ・その他バリアフリー設備(多機能トイレ・点状ブロック・階段手摺・階段段差識別シール等):年3回の輸送繁忙期前点検を中心に必要の都度実施。 <p>バリアフリーやサービスについての勉強会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅係員を中心に駅長や副長が支援者となり、勉強会を月1回程度開催。 ・サービス介助士テキストやバリアフリーやサービスに関する各種社内マニュアルを用いて実施。 ・筆談用具は、出札(みどりの窓口)及び改札に設置し、駅係員に対応法の教育を実施。 ・駅のバリアフリー情報は、ホームページ「JR東日本 各駅情報」にて掲載。 <p>サービス介助士の資格取得の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年資格取得を目指す。 						

公共交通特定事業

事業名	バス事業		事業者	神奈川中央交通(株), 神奈川中央交通西(株)	
事業内容	車両	全ての車両を順次「低床車両」に代替えます。			
	バス停	道路管理者等と連携し、バス停の利用環境の向上に努めます。			
	案内	車外放送装置を活用し、音声による行き先等の案内を推進します。			
	心のバリアフリー(理解、手助け)	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。			

事業計画	事業量	事業期間			
		実績			
ノンステップバスの導入	6両	【令和7年度まで】			
		4	5	6	7
利用環境の向上	随時	【令和7年度まで】			
		4	5	6	7
社員教育の実施	年1回以上	【継続】			
		4	5	6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

利用環境の向上を目指すため、市・道路管理者と連携する。

事業詳細

ノンステップバスの導入 6両
 在籍車両161両(神奈川中央交通平塚営業所、神奈川中央交通西平塚営業所在籍車両)
 令和4年3月31日現在

	ノンステップ	ワンステップ	計
大型	114両	30両	144両
中型	0両	7両	7両
小型	10両	0両	10両
合計	124両 77.0%	37両 23.0%	161両 100%

印の他自治体コミュニティバス等の車両も含む。

令和3年度末時点
 ノンステップバス導入率 124 / 161 = 77.0%
 令和5年度末時点(予定)
 ノンステップバス導入率 125 / 161 = 77.6%
 令和7年度末時点(予定)
 ノンステップバス導入率 130 / 161 = 80.7%

市・道路管理者と連携(協働)し、随時利用環境の向上を目指します。
 乗降環境の改修、バス停上屋の設置

バス運転者のための行動マニュアル(神奈川県バス協会発行)等を用いて、教育を実施します。
 内容) 車外放送装置の活用
 対応するときのマナー
 車椅子利用のお客様への対応、車椅子の基礎知識 他

公共交通特定事業

事業名	タクシー事業	事業者	(一社)神奈川県タクシー協会相模支部		
事業内容	車両	UDタクシーを導入します。			
	心のバリアフリー (理解、手助け)	タクシー協会や個々のタクシー事業者間で、サービス等の情報を共有し、共通したサービスの提供を連携して推進します。 利用者への適切な接遇や車いす対応等について、介助資格等の取得推進や継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。			

事業計画	事業量	事業期間			
		実績			
UDタクシーの導入	35台	【令和7年度まで】			
		4	5	6	7
情報の共有、各社の連携	随時	【継続】			
		4	5	6	7
乗務員教育の実施	年12回	【継続】			
		4	5	6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

事業詳細

UDタクシーの導入に関しては、各社で対応が分かれているが、対応車両の導入を進めている。トヨタ自動車のジャパンタクシーは乗降のしやすい大型開口のスライドドア、低床のフラットフロアを備え、車いすでの乗降も可能な構造となっており、ユニバーサルデザインのタクシー車両の導入を図る。

UDタクシー導入計画

年度	～令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
導入予定(台)	-	8	9	9	9	35
累計台数(台)	31	39	48	57	66	-
タクシー台数(台)	264	264	264	264	264	-
UDタクシー 導入率(%)	11.7%	14.8%	18.2%	21.6%	25.0%	-

タクシー車両に会社名や車両番号などを表示した点字シールを車内に貼付する。
タクシー協会や平塚地区会を通じ、会員各社に適時適切に情報を提供し、各社の連携を図る。

研修などによる乗務員教育の実施によりサポート体制を充実させる。

- ・車いすの取り扱い方
- ・UDタクシーの扱い方(車いすの固定方法など)
- ・筆談対応等のサービス

道路特定事業

生活関連経路 1

路線名	国道1号		事業者	国土交通省		
事業区間	宮の前交差点～崇善小学校前交差点		区間延長	510m		
事業内容	改善	宮の前歩道橋の移動円滑化や交差点の平面横断経路の確保等により交差点のバリアフリーを進めます。				
	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
			【令和7年度まで】			
交差点部のバリアフリー化		1式	4	5	6	7
			【継続】			
歩道の適切な維持管理		随時	4	5	6	7
			【継続】			
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	4	5	6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

- ・関係機関（交通管理者・道路管理者・地元住民）等との協議、通学路の調整

事業詳細

歩道橋の移動円滑化または交差点の平面横断経路の検討を行い、バリアフリーを進めます。

- ・現況でのEVの設置検討
- ・現況での斜路付き階段の設置検討

- ・関係機関との協議(交通管理者・道路管理者(平塚市)・地元住民等)
- ・崇善小学校の通学路の調整(平塚市と協働)
- ・将来交通量での交通処理の検討(平塚市と協働)

通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
(令和3年7月13日に「まちの点検」で意見があった歩道勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの改修に向け検討を行います)

歩道上に工作物(看板、のぼり等)を放置することや、自転車を駐輪することは、道路の機能を阻害し、歩行者、車いすを利用されている方等の安全な通行の妨げになり、道路交通法及び道路法に違反することから、通報やパトロールによって発見した際には、指導や撤去を行います。

道路特定事業

生活関連経路 2

路線名	県道61号(平塚伊勢原)		事業者	神奈川県		
事業区間	追分交差点~平塚ろう学校前交差点		区間延長	295m		
事業内容	維持・管理	路面の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー (利用を妨げない)	歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項						
<p>事業詳細</p> <p>清掃など、日常的な道路の維持管理を定期的に行うほか、道路パトロールにより、路面やガードレール等の損傷などの異常箇所を早期に発見し、速やかな補修に努めます。</p> <p>道路上に商品、置き看板、のぼり旗などを置くことは、道路の維持管理や通行に支障があるため認められないことから、通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導や撤去に努めます。</p>						

道路特定事業

路線名	県道606号(大島明石)		事業者	神奈川県		
事業区間	八幡宮前～平塚市総合公園		区間延長	1460m		
事業内容	維持・管理	路面の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー (利用を妨げない)	歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項						
<p>事業詳細</p> <p>清掃など、日常的な道路の維持管理を定期的に行うほか、道路パトロールにより、路面やガードレール等の損傷などの異常箇所を早期に発見し、速やかな補修に努めます。</p> <p>道路上に商品、置き看板、のぼり旗などを置くことは、道路の維持管理や通行に支障があるため認められないことから、通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導や撤去に努めます。</p>						

道路特定事業

生活関連経路 4

路線名	県道607号(平塚港平塚停車場)		事業者	神奈川県		
事業区間	平塚駅南口～長姫バス停前交差点		区間延長	914m		
事業内容	維持・管理	路面の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー (利用を妨げない)	歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
			【継続】			
歩道の適切な維持管理		随時	4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項						
<p>事業詳細</p> <p>清掃など、日常的な道路の維持管理を定期的に行うほか、道路パトロールにより、路面やガードレール等の損傷などの異常箇所を早期に発見し、速やかな補修に努めます。</p> <p>道路上に商品、置き看板、のぼり旗などを置くことは、道路の維持管理や通行に支障があるため認められないことから、通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導や撤去に努めます。</p>						

道路特定事業

生活関連経路 5

路線名	県道608号(平塚停車場袖ヶ浜)		事業者	神奈川県		
事業区間	平塚駅南口～平塚駅南口入口交差点		区間延長	1220m		
事業内容	維持・管理	路面の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー (利用を妨げない)	歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

事業詳細

清掃など、日常的な道路の維持管理を定期的に行うほか、道路パトロールにより、路面やガードレール等の損傷などの異常箇所を早期に発見し、速やかな補修に努めます。

道路上に商品、置き看板、のぼり旗などを置くことは、道路の維持管理や通行に支障があるため認められないことから、通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導や撤去に努めます。

道路特定事業

路線名	駅前大通り線（幹道31号）		事業者	平塚市		
事業区間	平塚駅北口 ～ 宮の前交差点		区間延長	405m		
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー（利用を妨げない）	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
			【継続】			
歩道の適切な維持管理	随時	4	5	6	7	
不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	4	5	6	7	
事業実施に際し配慮すべき事項						
事業詳細						
<p>通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。</p> <p>通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。</p>						

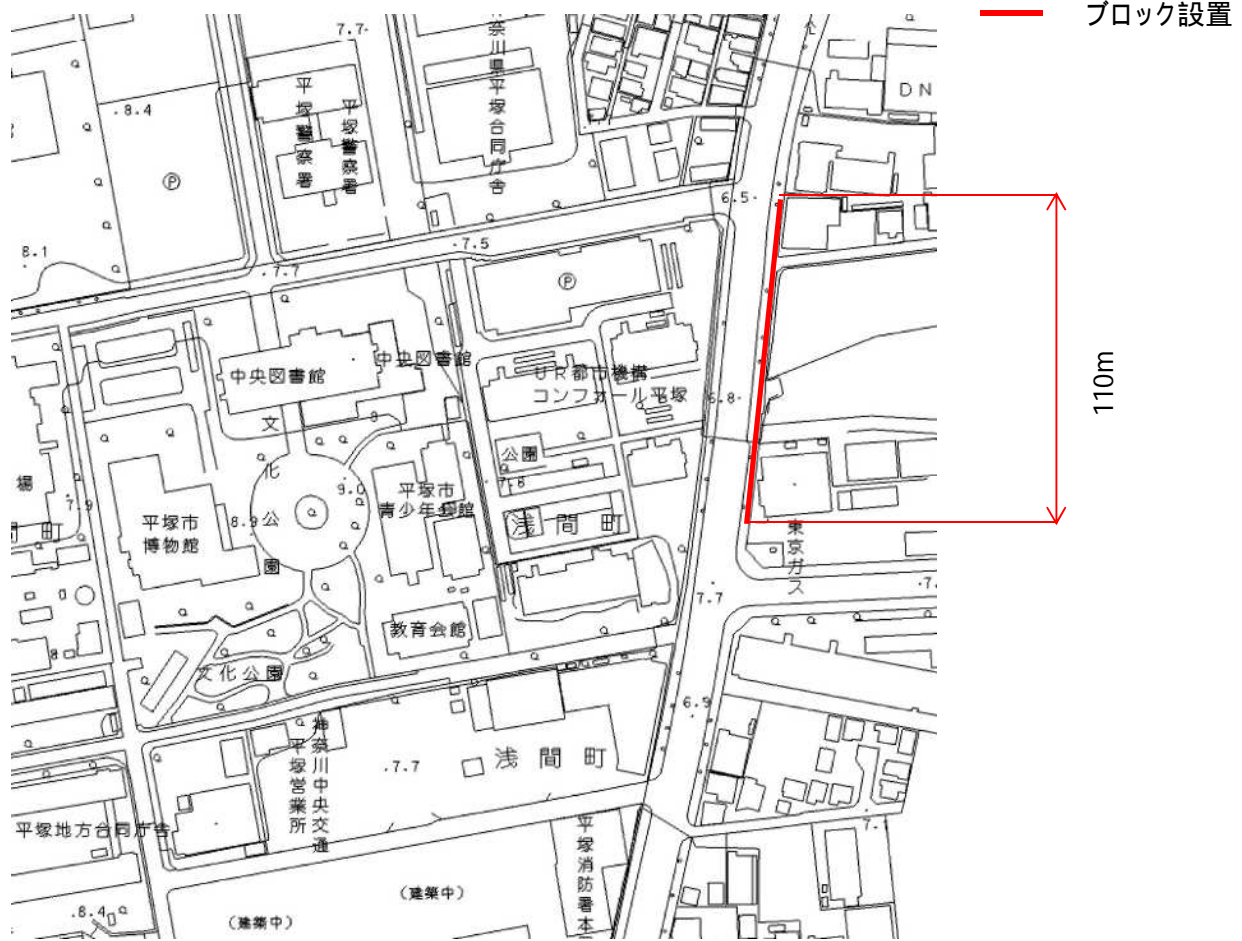
道路特定事業

生活関連経路 7

路線名	駅前通り線（幹道47号）		事業者	平塚市		
事業区間	宮の前交差点 ～ 県合同庁舎前交差点		区間延長	603m		
事業内容	視覚障害者誘導用ブロック設置	視覚障害者誘導用ブロックの設置をします。				
	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー（利用を妨げない）	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
視覚障害者誘導用ブロック配置		110m	【令和7年度まで】			
			4	5	6	7
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

事業詳細



通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。

通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

道路特定事業

路線名	南町通東浅間線(幹道34号)		事業者	平塚市	
事業区間	平塚駅花水線 ~ 郵便局前交差点		区間延長	713m	
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。			
	心のバリアフリー (利用を妨げない)	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。			
事業計画		事業量	事業期間		
			実績		
			【継続】		
歩道の適切な維持管理		随時	4	5	6
			【継続】		
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	4	5	6

事業実施に際し配慮すべき事項

事業詳細

通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。

通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

路線名	海岸南中線（幹道43号）		事業者	平塚市		
事業区間	平塚駅花水線 ~ 横浜ゴム前交差点		区間延長	877m		
事業内容	巻き込み部改修	交差点巻き込み部の段差を改善します。				
	視覚障害者誘導用ブロックの改修（設置）	視覚障害者誘導用ブロックの改修（設置）をします。				
	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー（利用を妨げない）	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
巻き込み部改修（セーフティムつきでない）		14箇所	【令和7年度まで】			
			4	5	6	7
視覚障害者誘導用ブロックの改修（配置不足、ブロック無）		655m	【令和7年度まで】			
			4	5	6	7
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

事業詳細



通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。

通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

道路特定事業

路線名	宝町通線（幹道30号）		事業者	平塚市		
事業区間	平塚駅北口 ~ 須馬踏切		区間延長	496m		
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー（利用を妨げない）	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項						
<p>事業詳細</p> <p>通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。</p> <p>通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。</p>						

道路特定事業

路線名	南町通り線（幹道32号）		事業者	平塚市		
事業区間	平塚駅北口 ～ 南町通東浅間線		区間延長	215m		
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー（利用を妨げない）	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項						
<p>事業詳細</p> <p>通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。</p> <p>通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。</p>						

路線名	東海道本通り線（幹道29号）		事業者	平塚市		
事業区間	駅前大通り線 ～ 見附町7号線		区間延長	680m		
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー（利用を妨げない）	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項						
事業詳細						
<p>通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。</p> <p>通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。</p>						

道路特定事業

路線名	後谷八幡裏線（幹道28号）		事業者	平塚市		
事業区間	平塚市役所前交差点 ~ 郵便局前交差点		区間延長	347m		
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー (利用を妨げない)	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項						
事業詳細						
<p>通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。</p> <p>通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。</p>						

道路特定事業

路線名	浅間町南原線（幹道20号）		事業者	平塚市		
事業区間	郵便局前交差点 ~ 追分交差点		区間延長	828m		
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー（利用を妨げない）	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項						
事業詳細						
<p>通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。</p> <p>通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。</p>						

道路特定事業

路線名	浅間町3号線		事業者	平塚市		
事業区間	県合同庁舎前交差点 ~ 平塚警察署入口交差点		区間延長	445m		
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー (利用を妨げない)	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

--

事業詳細

通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。

通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。
改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

道路特定事業

路線名	平塚駅花水線（幹道35号）		事業者	平塚市		
事業区間	海岸南中線 ～ 南町通東浅間線		区間延長	195m		
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー（利用を妨げない）	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項						
<p>事業詳細</p> <p>通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。</p> <p>通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。</p>						

道路特定事業

路線名	八重咲町袖ヶ浜線（幹道21号）		事業者	平塚市		
事業区間	平塚駅南口 ～ 須賀打越羽衣町線		区間延長	191m		
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー（利用を妨げない）	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

事業詳細

通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。

通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

道路特定事業

路線名	須賀久領平塚中学校線（幹道38号）		事業者	平塚市
事業区間	モータースクール前交差点 ~ 久領堤交差点		区間延長	337m
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。		
	心のバリアフリー（利用を妨げない）	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。		
事業計画		事業量	事業期間	
			実績	
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】	
			4	5
			6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】	
			4	5
			6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

事業詳細

通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。

通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

道路特定事業

路線名	三島神社後谷線（幹道36号）		事業者	平塚市		
事業区間	須馬踏切 ～ モータースクール前交差点		区間延長	433m		
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー（利用を妨げない）	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項						
<p>事業詳細</p> <p>通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。</p> <p>通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。</p>						

道路特定事業

路線名	追分7号線		事業者	平塚市		
事業区間	大原交差点 ~ 平塚ろう学校前交差点		区間延長	816m		
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー (利用を妨げない)	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

--

事業詳細

通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。

通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。
改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

道路特定事業

路線名	天沼宮松町線（幹道59号）		事業者	平塚市
事業区間	市役所北交差点 ～ 堤町中央交差点		区間延長	563m
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。		
	心のバリアフリー（利用を妨げない）	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。		
事業計画		事業量	事業期間	
			実績	
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】	
			4	5
			6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】	
			4	5
			6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

事業詳細

通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。

通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

道路特定事業

路線名	見附町 6 号線		事業者	平塚市		
事業区間	東海道本通り線 ~ 見附町 1 号線		区間延長	56m		
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー (利用を妨げない)	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

--

事業詳細

通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。

通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。
改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

道路特定事業

路線名	見附町7号線		事業者	平塚市		
事業区間	東海道本通り線 ~ 見附町1号線		区間延長	56m		
事業内容	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。				
	心のバリアフリー (利用を妨げない)	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
歩道の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
不法占用物等に対する指導及び撤去		随時	【継続】			
			4	5	6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

--

事業詳細

通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。

通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。
改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

都市公園特定事業

公園名	平塚市総合公園		事業者	平塚市		
事業内容	維持・管理	園内のバリアフリーに関する施設の点検を随時行い、適切な維持・管理に努めます。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
園内の適切な維持管理		随時	【継続】			
			4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項						
改修にあたり、可能なかぎりバリアフリー化に配慮する						
事業詳細						
<p>南第1駐車場の一部スロープ化 園路の一部の再舗装(不陸の解消)</p> <p>点検対象施設 トイレ、駐車場、園路</p>						

都市公園特定事業

公園名	湘南海岸公園		事業者	平塚市			
事業内容	維持・管理	園内のバリアフリーに関する施設の点検を随時行い、適切な維持・管理に努めます。					
事業計画		事業量	事業期間				
			実績				
園内の適切な維持管理		随時	【継続】				
			4	5	6	7	
事業実施に際し配慮すべき事項							
<p>事業詳細</p> <p>パトロール等によって発見した園内のバリアフリーに関する施設の不具合について、適宜修繕を行います。</p> <p>点検対象施設 トイレ、駐車場、園路</p>							

交通安全特定事業

事業名	交通安全特定事業	事業者	平塚警察署			
事業内容	交差点横断における安全性の確保	音響式信号機等の設置を推進します。				
	安全な歩行空間の確保	生活関連経路における違法駐車取締りを強化します。				
		違法駐車防止や自転車利用マナー等の広報活動及び啓発活動を実施します。				
事業計画		事業量	事業期間			
			実績			
			【継続】			
交通安全施設の点検・補修	随時	4	5	6	7	
違法駐車追放強化期間の実施	年2回	4	5	6	7	
交通マナー向上のための広報、啓発活動の実施	随時	4	5	6	7	
事業実施に際し配慮すべき事項						
事業詳細						
<p>交通安全施設の点検・補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交差点横断における安全性を確保するため、交通安全施設の点検・補修を随時行う。 ・視覚障害者付加装置付き信号機17基、音響式歩行者誘導付加装置付信号機12基、高齢者等感応付信号機7基(視覚障害者付加装置付信号機と重複)を設置済みであり、生活関連経路を点検した結果、現段階で必要な箇所すべてに設置済みである。今後は要望のある箇所について、必要かつ設置可能箇所については設置を検討する。 <p>違法駐車追放強化期間の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法駐車追放強化期間に合わせ、違法駐車追放パトロール隊によるパトロールを実施する。 <p>交通マナー向上のための広報、啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各季の交通安全運動期間中に、関係団体と協力してキャンペーンを実施。自転車利用者等に対し交通マナーの向上を呼び掛けるとともに、悪質な利用者等に対しては指導・取締りを強化する。 ・高齢者、子どもなど交通弱者に対し、交通安全教室等を積極的に開催し、交通ルールを学んでもらうことにより、歩行者の安全を確保する。 ・交通安全日(毎月1日、15日)の登校時間帯に、歩行者交通量の多い交差点に警察官を配置し、声掛け等を行う交通監視を実施する。 						

教育啓発特定事業

事業名	教育啓発特定事業	事業者	平塚市
事業内容	心のバリアフリー（理解、手助け、利用を妨げない、情報提供）	児童生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体を通じた福祉教育を推進します。	
		高齢者、障がい者等の疑似体験を取り入れた学習機会を提供します。	
		福祉ボランティアの育成を推進します。	
		様々なイベントや冊子等を活用した啓発を推進します。	
		路上占有物（商品、看板等）防止のための啓発を推進します。	
		商店等への啓発（接客対応等）を推進します。	
		ホームページを活用したバリアフリー情報を提供します。	
バリアフリーマップを更新します。（バリアフリー店舗の認定と表示）			
事業計画		事業量	事業期間
			実績
			【継続】
福祉教育の推進	小中44校	4	5 6 7
疑似・点字・誘導・手話体験の実施	年90回	4	5 6 7
ボランティア研修の実施	年3回	4	5 6 7
パネル展の開催	年3回	4	5 6 7
福祉ショップ「ありがとう」を通じた取組み	通年	4	5 6 7
冊子等を活用した周知・啓発	通年	4	5 6 7
生活関連経路の巡回指導、啓発パンフレットの配布	年1回	4	5 6 7
活動事例の紹介及び取組依頼	年1回	4	5 6 7
生活関連施設等のバリアフリー情報の発信	37施設	4	5 6 7
バリアフリーマップの更新	随時	4	5 6 7
事業実施に際し配慮すべき事項			
事業詳細			
<p>特別の教科 道徳や総合的な学習の時間を活用し、福祉教育を行ったり、委員会活動を通して福祉に関する啓発を行ったりする。</p> <p>平塚市社会福祉協議会では、高齢者疑似体験、点字体験、視覚障がい者誘導体験、手話体験を行っており、体験を希望する小中学校や団体、企業が増えるよう事業のPRを引き続き行う。また、令和4年度から地域で福祉の学習が行えるよう、市内23地区社協へ助成金を配分して、地域での学び場が市内全域に広がるよう支援をする。</p> <p>ボランティア活動の発展・拡充のため、町内福祉村において研修会を実施する。</p> <p>パネル展の開催 年3回 4月上旬の「発達障害啓発週間」、7月下旬の「ともに生きるかながわ推進週間」、12月上旬の「障害者週間」に実施したパネル展において啓発活動を行う。 福祉ショップ「ありがとう」を通じた取組み 通年 福祉ショップ「ありがとう」を通じた取組みを行う。 冊子等を活用した周知・啓発 通年 チラシを作成するとともに、市内各公共施設や障害サービス事業所等へ配架し、各種イベント等で配布する。</p> <p>生活関連経路の路上に、物件(商品、看板、のぼり等)を放置することや、自転車を駐輪することは、道路の機能を阻害し、歩行者・車いすを利用されている方等の安全な通行の妨げになり、道路交通法及び道路法に違反しますので、平塚警察署や各商店会に協力を依頼し、パンフレットを配布しながら戸別巡回指導を年1回実施する。</p> <p>全ての人に優しい商店等の取組・活動事例を紹介し、買物環境の改善を促進します。毎年5月に開催する商店会会長会議や商店会への情報提供の機会を捉えて、個人店や商店会で実施。</p> <p>生活関連施設等に対し、バリアフリーに対する理解を求め、ホームページに施設のバリアフリー情報を掲載する。また、情報が更新されたら、最新の情報に更新する。</p> <p>バリアフリー施設の追加や情報が更新されたら、バリアフリーマップを最新の情報に更新する。</p>			

その他の事業

項目	平塚駅周辺の移動円滑化	事業者	平塚市
事業内容	駅前広場と改札階とのバリアフリー経路の維持管理に努めます。 駅前広場等を結ぶ歩行空間の確保を検討します。 案内情報施設の設置を推進します。		
事業計画	事業量	事業期間	
		実績	
施設管理者との協議	年1回	【継続】	
		4	5 6 7
北口と南口を結ぶ歩行空間の確保についての協議	年1回	【継続】	
		4	5 6 7
北口と西口を結ぶ歩行空間の確保についての協議	年1回	【継続】	
		4	5 6 7
案内情報施設の設置についての協議	年1回	【継続】	
		4	5 6 7
事業実施に際し配慮すべき事項			
バリアフリー経路の維持管理については、施設管理者の協力が必要 北口と西口を結ぶ歩行空間の確保については、西口再開発事業との調整が必要			
事業詳細			
施設管理者である湘南ステーションビルと協議を行い、バリアフリー経路の適切な維持管理を行う。 歩行空間の確保について、具体的にどのようにしたらよいのか、関係機関、関係団体とともに協議・検討していく。 案内情報施設の設置について、どのような案内情報が必要なのか、関係機関、関係団体とともに協議・検討していく。			

その他の事業

項目	平塚駅周辺の駐輪対策	事業者	平塚市		
事業内容	駐輪場の整備を推進します。 自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を推進します。 放置自転車の撤去を徹底します。				
事業計画	事業量	事業期間			
		実績			
		【継続】			
自転車等駐輪場の整備	一式	4	5	6	7
自転車利用マナーアップキャンペーンの実施	年7回	【継続】			
		4	5	6	7
放置自転車の撤去	随時	【継続】			
		4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項					
事業詳細					
<p>自転車等駐輪場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日現在の自転車収容台数 10,159台 ・令和9年度までに、自転車収容台数10,365台以上(上記比 206台増) <p>自転車利用マナーアップキャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平塚市交通安全対策協議会として実施 <p>放置自転車の撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 放置自転車台数調査結果 20台 ・令和9年度までに放置自転車台数0を目指す。(毎年10月に実施している平塚駅周辺の放置自転車台数調査結果) 					

その他の事業

項目	歩行者の安全対策	事業者	平塚市		
事業内容	路面標示等による安全な歩行空間の創出を検討します。 歩行者、自転車の通行帯区分を検討します。				
事業計画	事業量	事業期間			
		実績			
		【継続】			
生活関連経路における自転車走行環境整備	2.5km	4	5	6	7
事業実施に際し配慮すべき事項					
道路管理者や交通管理者等の関係機関との調整					
事業詳細					
<p>生活関連経路における自転車走行環境整備(10.8km 整備候補路線の延長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連経路23路線のうち、19候補路線で自転車走行環境整備を実施する。 ・平塚駅を中心とした放射方向の路線を優先的に整備し、その後それらを結ぶ路線を整備することでネットワークを構築していく。 ・整備優先項目として「生活関連経路に位置付けられている路線」が選定されている。 					

その他の事業

項目	公共サイン	事業者	平塚市		
事業内容	駅前広場や公共施設等への案内表示等の設置・修繕をします。				
事業計画	事業量	事業期間			
		実績			
駅前周辺公共施設等案内サインの設置	7箇所	【継続】			
		4	5	6	7
駅前周辺公共施設等案内サインの修繕	適宜	【継続】			
		4	5	6	7

事業実施に際し配慮すべき事項

事業詳細

周辺公共施設等を案内するため、駅南側エリアおよび東海道本通り線への歩行者系公共サイン設置を行います。また、既存サインの修繕を適宜行います。

【新規設置予定サイン】

地区案内サイン 2箇所 (駅南側エリア2箇所)
 誘導サイン 5箇所 (駅南側エリア4箇所、東海道本通り線1箇所)

【スケジュール】

令和4年度 駅南側エリア新規サイン設置内容等の検討・調整
 駅南側エリア:湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーンの進捗状況に併せて設置
 東海道本通り線南側歩道:当該路線での無電柱化完了後に設置

【既存設置サイン】

地区案内サイン 5箇所
 誘導サイン 25箇所